

物品供給契約書

1 件 名

2 契約金額

[illegible]

□課税事業者 (物品供給に係る消費税及び地方消費税額_____円)
「物品供給に係る消費税及び地方消費税額」は、契約金額に 10/110 を乗じたものです。

☐ 免税事業者

3 契約保証金額 ￥

4 納入場所

5 納入期限 令和 年 月 日

6 その他の事項

内訳

品 名	品質・形状・寸法	数 量	単位	単 価	金 額
				円	円

上記の物品供給について、発注者と受注者は、別添物品供給契約約款（以下「約款」という。）により契約を締結する。

令和 年 月 日

住所

発注者

氏名

印

住所

受注者

氏名

印

物品供給契約約款

(総 則)

- 第1条 受注者は、日本国の法令を遵守し、頭書の契約書（以下「契約書」という。）に定めるもののほか、この約款及び別添の仕様書等（仕様書、図面をいう。以下「仕様書等」という。）に基づき、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の件名に掲げる物品（以下「物品」という。）を頭書の契約金額をもって頭書の納入期限内に頭書の納入場所に納入しなければならない。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(願出等の書面主義)

- 第2条 この約款に定める願出、承認、承諾、請求、催告、解除及び重要な指示は、書面により行わなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、約款の条項に基づき協議を行った結果、契約の変更等を行う必要があるときは、書面を取り交わすものとする。

(納入期限の延長)

- 第3条 天災地変その他やむを得ない事由により期限内に物品を納入することができないときは、発注者に対し、受注者は事由を詳記して期限延長の願出をすることができる。この場合において発注者はその願出を相当と認めたときはこれを承認するものとする。
- 2 前項の願出は期限内になされなければならない。ただし、特別の理由がある場合においてはこの限りでない。

(明示されていない事項及び指示等)

- 第4条 受注者は、仕様書等又はこの契約書に明示されていない事項でも物品の納入上当然必要なものは、発注者又は仕様書等に定める発注者の指揮監督下にある職員（以下、「職員」という。）の指示に従い受注者の負担においてこれを執行するものとする。
- 2 前項のほか、契約の適正な履行の確保に必要となる発注者による軽微な指示等は、職員により行うものとし、受注者はこれに従うものとする。

(権利義務の譲渡)

- 第5条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合においては、この限りでない。

(契約の保証)

- 第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付さなければならない。ただし、市川市財務規則（昭和60年規則第4号。以下「財務規則」という。）第117条第3項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等（財務規則第101条第2項各号に規定する有価証券等をいい、当該有価証券等の価格は、同項各号に定めるところによる。）

- 2 前項の保証に係る契約保証金若しくは担保となる有価証券等又は財務規則第117条第3項第1号に規定する履行保証保険契約の額（以下「保証の額」という。）は、契約書第2項に定める契約金額（以下「契約金額」という。）の100分の10以上としなければならない。
- 3 受注者が財務規則第117条第3項第1号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第16条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 受注者は、財務規則第117条第3項第1号に規定する履行保証保険契約を締結したことによって、第1項のただし書の規定による契約保証金の減免を受ける場合は、当該履行保証保険契約の締結後、直ちに当該履行保証保険契約に係る保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 5 受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 6 受注者は、契約内容の変更等により契約金額が増額されたときは、保証の額を変更後の契約金額の100分の10以上となるまで増額しなければならない。
- 7 受注者は、契約内容の変更等により契約金額が減額されたときは、保証の額の減額を発注者に申し出ることができる。
- 8 受注者は、第8条第1項又は第9条第2項に規定する検査に合格したときは、第1項第1号の契約保証金、同項第2号の有価証券等又は第3項の保険証券の返還を発注者に請求することができる。（納入物品の品質）

第7条 納入物品は、見本、仕様書等によるものとし、見本その他による品質を指示しないときは中等以上のものでなければならない。

（検査及び引渡し）

第8条 発注者は、受注者から納入を受けたときは、検査を行うものとする。検査に要する費用及び検査のため変質変形又は消耗毀損したものはすべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものはこの限りでない。

- 2 前項の検査は、納入を受けた日から起算して10日以内に着手するものとする。
- 3 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立会うものとする。受注者はもし立会をしないときは検査の結果につき異議を申し立てることができない。
- 4 物品の引渡しは、第1項の検査に合格したときに完了する。

（検査不合格の処置）

第9条 検査の結果、不合格と決定した物品については、受注者は遅滞なくこれを引取り、すみやかに代替品を納入しなければならない。

- 2 前項の場合、特に1回に限り発注者は相当日数を指定して引換又は手直しの期限を認めることがある。この引換又は手直しを終了したときは、更に届け出て検査を受けなければならない。検査に着手する期間は、前条第2項の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第10条 受注者は、物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）又はこれに代えて若しくは併せて違約金の支払い並びに損害賠償の責めを負うものとする。ただし、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しな

いときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(所有権の移転等)

第11条 物品の所有権は第8条第1項若しくは第9条第2項に規定する検査(以下「検査」という。)に合格したとき受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて受注者の負担とする。ただし、損害が発注者の故意又は重大な過失によって生じたとき又は天災地変その他避けることのできない非常災害による場合はこの限りでない。

2 物品の容器及び包装等は特に契約に定めた場合の他は発注者の所有とする。

(代金の請求及び支払い)

第12条 契約金額は検査の終了後、受注者による適正な請求があった日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 部分払いについて、検査合格した物品の供給部分に対する代金の請求があった場合、前項の規定を準用する。

(受注者の履行延滞による違約金)

第13条 受注者は期限内までに物品の納入を終了しないときは延滞日数に応じ、契約金額に対し、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて計算した額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を違約金として発注者に納付するものとする。

2 第9条第2項による引換又は手直しが指定した期間後に亘るときは前項によって違約金を納付するものとする。

3 前2項の違約金徴収日数の計算について検査に要した日数はこれを算入しない。

(契約内容の変更又は 中止)

第14条 発注者は必要があるときは受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入の一時中止若しくは打ち切りをすることができる。

2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは内訳書の単価により算定し、若しこれによることが不相当であるとき、又は期限を伸縮する必要があると発注者が認めるときは、発注者の相当と認めるところによるものとする。

3 前2項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に損害賠償を請求することができる。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は必要があると認めたときは、受注者と協議の上この契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

2 前項の場合において発注者は受注者の請求により、既納品の代金を支払い、かつ保証金を還付するものとする。

3 第1項の場合において発注者は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第9条に定める引換え又は手直し等、又は第10条に定める履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第5条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させたとき。

(2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者が法令の規定により別段の資格を必要とされる場合に、その資格を失ったとき。

(5) 契約の締結又は履行に当たり、法令等に違反する不正な行為をしたことが明らかになったとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 第18条又は第18条の2の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(11) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき。

(12) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定す

る違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

2 受注者が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項第11号及び第12号の規定については、その代表者又は構成員が各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 次の各号に掲げる者による契約解除の申し出は、第1項第9号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限等)

第17条 第16条第1項各号及び前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

2 前二条の規定により契約を解除した場合において、発注者は履行部分に対して相当と認める金額を支払い引渡し受けることができるものとする。その他のものは受注者が遅滞なく引取るものとする。

3 発注者は、前二条の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは、発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合における当該効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条の2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第14条第1項の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させる場合において、その中止期間が引続き3月以上に及ぶとき。

(2) 第14条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更する場合において、契約金額が3分の1以下に減少するとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限等)

第19条 第18条第1項各号及び前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

2 前二条の規定により契約を解除した場合において、受注者は物品の一部を引渡し、当該履行部分に対して相当と認める金額を請求できるものとする。その他のものは受注者が遅滞なく引取るものとし、かつ発注者は保証金を還付するものとする。

(契約が解除された場合等の違約金等)

第20条 第16条又は第16条の2の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契

約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、第6条第1項各号又は財務規則第117条第3項第1号による保証を付しているときは、発注者は、当該保証を同項の違約金に充当することができる。

- 2 第16条又は第16条の2の規定により契約が解除された場合において、契約の解除が納入期限後に行われたときは、発注者は、納入期限の翌日から解除の日（受注者の申出に基づく場合は、その書面が発注者に到達した日）までの日数に応じ、受注者から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第13条第1項の規定を準用する。

（発注者の損害賠償請求権）

第21条 受注者は、この契約に関して第16条の2第1項第11号又は第12号に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者の指定する期間内に契約金額の100分の20に相当する賠償金及び当該賠償金につき、契約金額の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を支払わなければならない（当該支払金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、第16条の2第1項第10号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会公示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合にその他発注者が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対してその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 3 前条の規定により違約金を支払われた場合において、発注者の生じた実際の損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は受注者に対してその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 5 前4項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者及び構成員は、賠償金及び利息を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者又は構成員であった者に請求することができ、受注者は、連帯して賠償をしなければならない。

（受注者の損害賠償請求権）

第22条 受注者は、第18条又は第18条の2の規定により契約の全部又は一部を解除した場合において、これにより損害があったときは、発注者に損害賠償を請求することができる。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（物価変動による契約金額の変更）

第23条 契約の締結後において物価の変動があつて契約金額が著しく不当となった場合は、その実情に応じて発注者と受注者とが協議の上金額の変更をすることができる。

（相 殺）

第24条 発注者は受注者から取得することができる金銭があるときは、受注者に対して支払うべき代金又は 保証金と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。

（補 則）

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。